

《 研修の受講について 》

小規模多機能型居宅介護（介護予防）事業所の代表者、管理者、計画作成担当者は以下の研修の受講が義務付けられています。開設までに研修修了が必要です。

1. 指定にあたっての義務付け研修

代表者 …………… 「認知症対応型サービス事業開設者研修」

みなし措置

実践者研修、実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、基礎課程、専門課程、認知症介護指導者研修のいずれかを修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなす

管理者 …………… 「認知症対応型サービス事業管理者研修」

みなし措置

平成 18 年 3 月 31 日までに、実践者研修または基礎課程を修了した者であって、平成 18 年 3 月 31 日に現に、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者、または認知症高齢者グループホーム管理者研修修了者は既に必要な研修を修了しているものとみなす

計画作成担当者 …… 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」

2. 研修の実施主体

県（事業委託：高知県社会福祉協議会）

3. 研修の受講方法

例年 4 月頃に県が研修の日程等を発表します。既に指定を受けている事業所と市町村へ県から通知があり、5 月初旬までに申込を行います。（開設前の事業所へは市から案内をお送りします。）申込が定員を超える場合等には、県が選考のうえ受講者を決定し、6 月下旬頃結果が通知され、指定の研修期間に受講することになります。

4. 申込方法

県指定の受講申込書により申込をします。

下記①から③に該当する研修の申込は市から受講の推薦をしますので、市経由となります。（理由によっては推薦の対象外となる場合があります。）

- ① 認知症対応型サービス事業開設者研修
- ② 認知症対応型サービス事業管理者研修
- ③ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

上記以外の申込は直接、高知県社会福祉協議会へ申込をすることになります。

5. 研修一覧

研修種類	対象者	受講定員	R4年度の研修日程
認知症介護実践者研修	高齢者介護実務経験が2年以上あり、認知症介護の基本的な知識を有する者（「認知症介護基礎研修」を修了した者（修了証書写し添付）、あるいはそれと同等以上の能力を有する者）	280名 (70名×4回)	① 座学研修 4年6月28日～29日、7月14日～15日 職場実習 4年7月17日～8月13日 実習報告 4年8月30日 ② 座学研修 4年9月6日～7日、21日～22日 職場実習 4年9月24日～10月21日 実習報告 4年11月8日 ③ 座学研修 4年10月17日～18日、11月1日～2日 職場実習 4年11月4日～12月1日 実習報告 4年12月20日 ④ 座学研修 5年1月17日～18日、2月1日～2月2日 職場実習 5年2月4日～3月3日 実習報告 5年3月16日
認知症介護実践リーダー研修	認知症介護実践者研修（基礎課程を含む）を令和2年度以前に修了し、介護業務経験5年以上の者	30名	4年8月22日～5年2月8日 ・講義・演習、自施設実習 18日間 ・自施設実習 3か月間
認知症対応型サービス事業開設者研修	小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の代表者または代表者になることが予定される者	30名 (10名×3回)	① 4年9月29日及び現場体験(日程未定) ② 5年1月12日及び現場体験(日程未定) ③ 5年3月23日及び現場体験(日程未定)

<p>認知症対応型サービス事業 管理者研修</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の管理者または管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践者研修（基礎課程を含む）を修了している者</p>	<p>90名 (30名×3回)</p>	<p>① 4年9月29日～30日 ② 5年1月12日～13日 ③ 5年3月23日～24日</p>
<p>小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者または計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践者研修（基礎課程を含む）を修了している者</p>	<p>30名 (10名×3回)</p>	<p>④ 4年9月29日～30日 ⑤ 5年1月12日～13日 ⑥ 5年3月23日～24日</p>

※ 受講者がいない場合や定員を大幅に欠く場合、開催しない場合があります。

※ 受講定員や日程は R4 年度のもの参考をのせています。R5 年度分の詳細は未定です。